報告第21号

令和８年第３回（９月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
とんだばやし未来 代表質問 南齋　哲平　議員	１．公有財産の利活用について～福島市における取組事例にも言及する～ （１）認定こども園化・幼稚園再編によって想定される未利用となる施設の今後の活用方針について （２）施設の利活用方針の検討における、地域住民等の意見反映について	資料1/ 教育総務課
自民・笑顔の会 代表質問 今城　克久　議員	１．災害に強いまちづくりに向けた防災・減災体制の強化について （３）避難所等について ③小学校体育館への空調設備設置に向けた進捗状況について聞く。また、中学校での反省を踏まえ、小学校への設置にあたっては、自家発電設備や蓄電池などの設置やＬＰガス空調の導入など、設計段階から停電時でも空調が稼働できるような標準仕様として盛り込むべきと考えるが、市の見解を聞く。 ④今回の中学校への設置にあたり、どのような財源を活用されたのか。また、避難所機能の強化（非常用電源の整備等）を前提とすることで活用可能となる有利な財源（緊防債等）との比較検討は厳密に行われたのか伺う。	資料2/ 教育総務課
大阪維新の会 代表質問 酒本　千紘　議員	３．大阪府の取り組みとの連携について。 （２）大阪文化資源魅力向上事業との連携について。 ①大阪府において検討されている文化資源を活かした取り組みについて、本市としてどのように捉えているのか。また、本事業を積極的に活用し、本市の今後の文化振興や観光振興に活かしていくべきと考えるが、市の見解を聞く。 ②本市が有する文化資源のさらなる魅力向上や認知度向上に向け、大阪府との連携を深め、より広くその魅力を発信していくべきと考えるが、市の見解を聞く。 （３）トップアスリート小学校ふれあい事業との連携について。 ① 大阪府が実施する「トップアスリート小学校ふれあい事業」について、本市の小学校におけるこれまでの活用状況及び、本事業を本市としてどのように捉えているのか、市の見解を聞く。 ② 本市教育委員会として本事業の積極的な活用を促すとともに、大阪府との連携をさらに深め、本事業を積極的に活用することで、より多くの本市の子どもたちがトップアスリートや様々なスポーツと触れ合う機会をつくり、本市のスポーツ振興や子どもたちの運動・スポーツへの関心向上につなげていくべきと考えるが、市の見解を聞く。	資料3-1/ 文化財課 資料3-2/ 教育指導室
公明党 代表質問 遠藤　智子　議員	５．計画最終年となる第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づいた進捗状況と今後について （１）学校図書館図書の整備状況について （２）新聞の配備状況について （３）学校図書館司書の配置状況について （４）今後の計画について	資料4/ 教育総務課 教育指導室
個人質問 坂口　真紀　議員	１．文化財の保存と活用について （１）歴史的資料・文化財の保管と活用について ①歴史的資料・文化財の把握状況と調査の結果について	資料5/ 文化財課

報告第21号

令和８年第３回（９月）富田林市議会定例会の報告について

質問者	質問の趣旨	資料/担当課
	②既存公共施設の調査状況と結果について ③収蔵・展示施設の整備検討の見通しについて ④旧黒田家住宅の活用に係る検討状況と方針について ※石上露子関連資料の展示・公開についても聞く。 （２）伝統的建造物群保存地区防災計画の策定時期と進捗について ※消火設備が未設置となっている箇所への今後の対応についても聞く。 （３）寺内町の町並み継承について ①新築等における基準の適用実態と、除却の状況に対する市の評価について ②町並み継承の課題と今後の方向性について （４）修理・修景事業補助金制度の見直しについて ①期間短縮の可否について ②独自の補助金制度の創設を含む制度の見直しについて （５）重要文化財旧杉山家住宅における暑熱・寒冷対策について ※当面の対策と恒久的な空調設備の設置について聞く。 （６）保存地区外の駐車場へ誘導する案内サインの整備方針について	
個人質問 岩﨑　哲也　議員	１．外国人市民等の学び直し支援に向けた夜間中学校の設置について。 （１）外国人市民の方や日本人を含め、義務教育を十分に受けることができなかった方がどの程度おられるのか、夜間中学校での学び直しを必要としている方、あるいは希望されている方がどの程度おられるのか、実態やニーズを調査したことがあるのか、市の見解を聞く。 （２）義務教育段階の学び直しを必要とする日本人や外国人市民等に対する教育機会の確保について、現在どのような課題があると認識しているのか、市の見解を聞く。 （３）夜間中学校に対する潜在的なニーズ調査の実施や南河内の自治体と連携して広域的なニーズを把握するとともに、大阪府とも協議し、既存の中学校への夜間学級の併設を含め、南河内地域への夜間中学校の設置について検討していく考えはないのか、市の見解を聞く。	資料6/ 教育指導室
個人質問 寺尾　千秋　議員	３．スポーツ振興の推進、誰もが健康で文化的に暮らす権利を求めて （１）市民総合体育館空調利用料の徴収開始について ①大阪府下の公立体育館の空調導入率と空調利用の運用状況 ②冷暖房実施期間の調整期間について、５月１６日から５月３１日まで調整期間の冷房実施の基準と冷房実施日数 ③調整期間の空調利用の調整に際して、利用者の声を聞く （２）空調利用料の徴収に伴って、利用者数や利用団体への影響について ①登録団体のうち、昨年夏と比較して、５月から７月の利用回数の増減状況を聞く。減らした理由が空調利用料の負担が理由の団体があるのか、併せて減らした理由や声に対して市の見解を聞く ②そのうち、子どもスポーツクラブ数と５月から７月の利用回数を減らした団体が何団体あるのか、利用回数の増減状況と、空調利用料の負担が理由の団体があるのか、併せて減らした理由や声に対して市の見解を聞く ③子どもスポーツクラブの利用団体への減免制度や子どもの利用料金無料を実施することについて	資料7/ 生涯学習課

資料１

１．公有財産の利活用について　～福島市における取組事例にも言及する～

（１）認定こども園化・幼稚園再編によって想定される未利用となる施設の今後の活用方針について

（２）施設の利活用方針の検討における、地域住民等の意見反映について

【答弁】

まず、（１）（２）は関連しますので一括してお答えいたします。

市立幼稚園につきましては、園児数の減少に伴い、適正な規模での集団教育・保育を実施する観点から、３歳の新入園児が２年連続で１０名未満となった場合には、翌年度以降の募集を停止する運用を行っております。

この運用により、早ければ令和１２年度から休園となる園が発生することが見込まれます。

公共施設を廃止した場合は、安全性の確保を最優先とし、原則として建物の除却を行ったのち、跡地については、貸付や売却等を通じて財源確保を図ることを基本的な考えとしております。

廃止施設の利活用の検討については、周辺環境や立地条件などの個別の特性を考慮するとともに、財政的な観点や行政内部での新たな活用可能性に加え、地域住民等の声を聴く姿勢も大切と考えますことから、これらを踏まえ、進めてまいります。

資料２

１．災害に強いまちづくりに向けた防災・減災体制の強化について

（３）避難所等について

③小学校体育館への空調設備設置に向けた進捗状況について聞く。また、中学校での反省を踏まえ、小学校への設置にあたっては、自家発電設備や蓄電池などの設置やＬＰガス空調の導入など、設計段階から停電時でも空調が稼働できるような標準仕様として盛り込むべきと考えるが、市の見解を聞く。

④今回の中学校への設置にあたり、どのような財源を活用されたのか。また、避難所機能の強化（非常用電源の整備等）を前提とすることで活用可能となる有利な財源（緊防債等）との比較検討は厳密に行われたのか伺う。

【答弁】

続きまして、③についてお答えいたします。

先の３月予算決算常任委員会でご助言、ご指摘いただいたことを踏まえまして、次年度以降に設置を予定しています小学校体育館の空調設備設置につきましては、非常用電源にも対応した設計に変更し、併せて非常用電源媒体の確保についても前向きに検討しているところです。

なお、空調方式は中学校体育館と同様の電気式のスポットバズーカー方式で機器の変更はございませんが、設計段階から停電時の対応も可能となる仕様を盛り込んだものとなります。

最後に④についてお答えいたします。

中学校体育館空調設置の財源につきましては、緊急防災減災事業債、学校施設環境改善交付金のそれぞれについての比較検討を行いました。

まず、緊急防災減災事業債は、事業費の全額に起債を充当することができ、元利償還金の約７０％は普通交付税の算定において基準財政需要額に算入されます。

本件に関する試算では、空調設備の設置のみを対象とした場合、市の実質負担額は約１億５００万円となります。

一方、学校施設環境改善交付金は、補助対象が面積当たりの補助単価の２分の１が交付金の対象となり、同時に断熱対策の実施が必要となる制度です。空調設備の設置のみを単純に試算した場合は約１億６，４００万円となります。

断熱対策を含めた工事費で比較しますと、学校施設環境改善交付金を活用した場合の工事費は約２億８，８００万円、同内容を緊急防災減災事業債で実施した場合は約３億２，４００万円となります。

以上を総合的に勘案した結果、単純に空調設置工事費用だけで比較すると緊急防災減災事業債の方が市の負担は少なくなる見込みでしたが、中学校体育館の老朽化に対応し、長期的な省エネや施設の改善を図るため、断熱対策を併せて実施できる学校施設環境改善交付金を活用することといたしました。

以上お答えとさせていただきます。

資料３－１

３．大阪府の取り組みとの連携について

（２）大阪文化資源魅力向上事業との連携について

① 大阪府において検討されている文化資源を活かした取り組みについて、本市としてどのように捉えているのか。また、本事業を積極的に活用し、本市の今後の文化振興や観光振興に活かしていくべきと考えるが、市の見解を聞く。

② 本市が有する文化資源のさらなる魅力向上や認知度向上に向け、大阪府との連携を深め、より広くその魅力を発信していくべきと考えるが、市の見解を聞く。

【答弁】

それでは、３．大阪府の取り組みとの連携についての（２）の①についてお答えします。

大阪文化芸術事業実行委員会が実施する大阪文化資源魅力向上事業は、地域の文化資源のさらなる魅力向上を図るとともに、地域の魅力を広く発信し、観光客をはじめとした大阪への持続的な来訪者の確保や文化の振興につなげることを目的とされております。特に文化財をイベント会場等として活用する「ユニークベニュー」など、文化財を活用したにぎわい創出や観光振興につながる催しを実施する事業と認識しております。

本市におきましては、令和５年に「文化芸術をそだてる・つなげる・ふれる」を基本方針とする「富田林市文化芸術振興ビジョン」、令和６年には「歴史・文化と共に生き歩むまちづくり」を将来像とした「富田林市文化財保存活用地域計画」を策定し、様々な施策を推進しているところでございます。

ご質問の本事業の積極的な活用につきましては、本市の文化財や歴史的町並みを魅力的な観光・文化資源として多角的に展開する好機であり、「富田林市文化芸術振興ビジョン」や「富田林市文化財保存活用地域計画」における施策推進にも資する事業であると考えております。本市といたしましても、本事業の活用を通

じ、本市の文化振興および観光振興の強化に繋げてまいりたいと考えております。

②につきましてお答えします。本市におきましては国選定の重要伝統的建造物群保存地区である「富田林寺内町」をはじめ国指定の重要文化財や史跡が数多くございます。これまでの大阪府との連携実績といたしましては、大阪府文化財保存活用プロジェクトにおいて、「重要文化財富田林興正寺別院と富田林寺内町のハレの日の食事」と題した、イベントを共に開催し、富田林興正寺別院を舞台に、建物の見学や歴史文化に触れるまちあるきを実施いたしました。

また例年、大阪府立近つ飛鳥博物館や大阪府立狭山池博物館で開催される企画展にあわせまして、出土遺物の展示等を大阪府及び近隣自治体と連携して行っているところでございます。

「富田林市文化財保存活用地域計画」におきましても、文化資源を地域の観光資源として活用する取組を推進することを定めております。今後におきましても本市が有する文化資源のさらなる魅力向上や認知度向上に向け、大阪府や近隣自治体と緊密に連携し、広くその魅力を発信してまいります。

資料３－２

３．大阪府の取り組みとの連携について。

（３）トップアスリート小学校ふれあい事業との連携ついて。

①大阪府が実施する「トップアスリート小学校ふれあい事業」について、本市の小学校におけるこれまでの活用状況及び、本事業を本市としてどのように捉えているのか、市の見解を聞く。

②本市教育委員会として本事業の積極的な活用を促すとともに、大阪府との連携をさらに深め、本事業を積極的に活用することで、より多くの本市の子どもたちがトップアスリートや様々なスポーツと触れ合う機会をつくり、本市のスポーツ振興や子どもたちの運動・スポーツへの関心向上につなげていくべきと考えるが、市の見解を聞く。

【答弁】

３．大阪府の取り組みとの連携についての（３）の①②について順次お答えいたします。

まず①についてお答えいたします。

本市立小学校における令和６年度から令和８年度１学期までの実績についてでございますが、令和６年度においては、年間のべ３０校が応募し、そのうち大伴小学校と藤沢台小学校の２校が事業の実施に至りました。大伴小学校では、花園近鉄ライナーズ、藤沢台小学校では、大阪エヴェッサの方に来校いただき、技術指導や講話等を通してスポーツの楽しさを伝えていただきました。一方で、令和７年度は､年間のべ２３校､令和８年度の１学期はのべ１１校が応募したものの、事業実施には至っておりません。

大阪府が実施する「トップアスリート小学校ふれあい事業」につきましては、トップアスリートや様々なスポーツと直接触れ合う機会を創出することで、技術指導や講話等の触れ合いを通じて、児童が互いにスポーツの楽しさを共有することができる意義のある取組みであると認識しております。

次に、②についてお答えいたします。

大阪府では、本事業以外にも子どもたちがスポーツや運動に親しむことができる様々な事業が市町村に対して提供されており、本事業も含め、本市のスポーツ振興や子どもたちの運動・スポーツへの関心向上につながる効果的な事業であると考えております。

本市教育委員会といたしましては、引き続き、各校に対して本事業への積極的な応募を呼びかけるとともに、提供される様々な事業を各校に紹介するなど、大阪府との連携を図りながら、本市学校体育の取組みの充実に努めてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

資料４

５．計画最終年となる第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づいた進捗状況と今後について

（１）学校図書館図書の整備状況について

（２）新聞の配備状況について

（３）学校図書館司書の配置状況について

（４）今後の計画について

【答弁】

それでは、５．計画最終年となる第６次「学校図書館図書整備等５か年計画」に基づいた進捗状況と今後についての（１）から（４）について、順次お答えいたします。

はじめに、（１）についてですが、現在、児童生徒が正しい情報に触れる環境整備することを目的に、学校と専門的な知識・技能をもった学校司書が連携を図りながら、学校図書の更新及び廃棄を進めております。

令和７年度末における学校図書館の図書標準の達成率につきましては、小学校は１３２．７％、中学校は１１７．４％で、令和３年度末と比較しますと、小学校が１４．７％、中学校が１４．９％の増となっております。

学校個別で申し上げますと、学級数の増により、中学校１校のみ図書標準の達成ができていませんが、今後は補完に努めてまいります。また、全体的な整備状況につきましては計画的な学校図書の充実に結びついているものと認識しております。

続きまして、（２）についてお答えします。令和７年度で新聞配備をしている学校は小中学校全２４校となっております。その内２紙以上の新聞配備をしている学校は小学校１６校中で８校、中学校８校中で６校となっております。

令和３年度末の新聞配備状況と比較しますと大幅に増えてはいるものの、本計画の目標である小学校２紙、中学校３紙には至っておりませんので、今後も目標

に近づけるよう努め、加えて新聞社ごとの比較ができ、偏りのない新聞配備についても研究してまいります。

続きまして、（３）についてお答えいたします。学校司書につきましては、現在、小学校１６校と中学校８校の計２４校に１２名配置しており、２校に１名の割合となっております。また、各学校での配置状況といたしましては、学校規模や活用方法により違いはあるものの、１校あたり週２・３日の勤務、もしくは、午前と午後に分けて２校で活用している状況でございます。

最後に、（４）についてお答えいたします。今後の図書整備につきましては、児童生徒のニーズに沿ったものや、最新の情報を取り入れることで計画的な整備に努めてまいります。また、学校司書につきましては、児童生徒の読書活動をさらに推進するため、授業等の教育活動において効果的な活用が進むよう、適切な配置人数も含めて研究してまいります。

以上お答えとさせていただきます。

資料５

１．文化財の保存と活用について

（１）歴史的資料・文化財の保管と活用について

①歴史的資料・文化財の把握状況と調査の結果について

②既存公共施設の調査状況と結果について

③収蔵・展示施設の整備検討の見通しについて

④旧黒田家住宅の活用に係る検討状況と方針について

※石上露子関連資料の展示・公開についても聞く。

（２）伝統的建造物群保存地区防災計画の策定時期と進捗について

※消火設備が未設置となっている箇所への今後の対応についても聞く。

（３）寺内町の町並み継承について

①新築等における基準の適用実態と、除却の状況に対する市の評価について

②町並み継承の課題と今後の方向性について

（４）修理・修景事業補助金制度の見直しについて

①期間短縮の可否について

②独自の補助制度の創設を含む制度の見直しについて

（５）重要文化財旧杉山家住宅における暑熱・寒冷対策について

※当面の対策と恒久的な空調設備の設置について聞く。

（６）保存地区外の駐車場へ誘導する案内サインの整備方針について

【答弁】

それでは、１．文化財の保存と活用についての（１）～（６）ついて順次お答えいたします。

はじめに（１）の①についてお答えします。

本市が保有する歴史的資料や文化財につきましては、昨年度に分散保管されている資料の把握作業を行いました。埋蔵文化財出土遺物のコンテナ数やそれに関連する写真や図面の点数などを把握するとともに重要度や劣化状況を把握しました。また、古文書や民具などの保管状況、点数も確認し、最終的にはすべての歴史的資料を収蔵するために必要な延べ床面積１，０７０㎡を算出し、物量調査は終了しております。

次に②③につきましては相関連いたしますので一括してお答えします。

展示施設につきましては、展示ケースの設置に加え、資料を適切に展示・保管するための空調設備の整備などが必要となることや、大型資料を搬出するための設備も必要となります。

また、収蔵施設においては、温湿度管理や耐火性能等を備えた収蔵庫が必要です。既存の公共施設を活用する場合は、新設に比べ整備コストを抑えられる部分もありますが、必要な設備の整備に多額の費用が必要となることに加え、施設の構造上、活用が困難であることが判明しました。

最後に整備検討の見通しについてでございますが、必要な設備や面積・規模の算出、維持管理費、人員の配置等の具体的な検討を行いましたが、現状では保存機能と展示機能を兼ね備えた博物館を整備するには多額の建設コストや維持管理コストが必要なことから、将来的な財政負担の観点から非常に厳しい状況でございます。

そのため、展示機能につきましては、大阪大谷大学博物館や大阪府立近つ飛鳥博物館、狭山池博物館等との連携企画展を定期的に開催しております。また、市内小学校での出前授業に際し、その学校周辺で出土した資料を展示するなど、市内各所で実物に触れる機会を創出しております。さらに、文化財デジタルアーカイブ「おうち de ミュージアム」のコンテンツを拡充し、富田林の文化財を効果的に発信しております。

一方、保存機能につきましては、分散している文化財を一元管理し、劣化や災

害のリスクから守り、後世へ確実に継承するため、まずは適切な保存環境を備えた収蔵施設が必要であると考えており、富田林市文化財保存活用地域計画の前期の最終年度である令和９年度から中期にかけて必要な規模や機能、整備手法等の整理を順次進めてまいります。

次に④についてお答えします。

旧黒田家住宅は一般住宅の構造であり、耐震性やバリアフリーなどの面で公共施設としの活用には課題があることから、新たな公共施設として活用することは困難であると考えております。

一方で、石上露子の顕彰活動につきましては、指定管理者と関連団体が連携し、「石上露子生誕祭」や「石上露子忌」「探訪石上露子の生家と富田林寺内町」などを継続して開催し、講演や生家・史料の解説を行っております。また、今年度は、寺内町センターにおいて企画展「うたびと　石上露子」を８月１日から９月３０日まで実施しているところでございます。今後におきましても、石上露子の魅力を多くの皆さまに知っていただけるよう、旧杉山家住宅や寺内町センター、じないまち交流館などの既存施設を有効活用した情報発信に努めてまいります。また、現在、旧杉山家住宅、寺内町センターの展示内容をリニューアルし、石上露子について多くの方々に知ってもらえるような展示を検討しております。

次に（２）についてお答えします。

防災対策につきましては、木造家屋が多く建ち並ぶ地区の特質を考慮し、簡易２号消火栓や耐震性貯水槽、消火器等の整備を進めるとともに、地元住民により自主防災会が組織され、災害に備えた訓練等も実施されております。

しかしながら、近年の大規模地震では本市と同じ重要伝統的建造物群保存地区の歴史的建造物に多大な被害が発生するなど、文化財の防災・減災対策については、極めて重要な課題であると認識しております。

こうした状況を踏まえまして、本市では、令和７年度、８年度に富田林寺内町における課題検討を行い、想定される災害や必要とされる調査内容を整理してお

ります。今後、これらを都市防災の専門的な機関に委託し、防災計画を策定してまいりたいと考えております。

簡易２号消火栓等が未設置となっている箇所への対応につきましては、防災計画策定時に必要な箇所を把握するとともに、設置について、検討してまいります。

次に（３）の①②につきましては、関連しますので一括してお答えします。

本市では富田林寺内町の町並みを保存するために、建物の修理や新築、除却等を行う場合には「現状変更行為許可申請書」を提出していただき、建物所有者やその代理人等と事前の協議を行っているところでございます。新築等における基準の適用につきましては、補助金の対象となる「修景基準」を適用する場合、壁を漆喰塗にすることや、窓などの開口部を木製とすることなど、伝統的な町家様式となるよう求めております。一方、補助金を活用しない場合に適用される「許可基準」につきましては、地区内の景観を維持するための最低限の基準として、建物の配置や屋根の形状、日本瓦の使用などについて協議を行っております。

これらの協議にあたりましては、所有者の方々にご理解・ご協力をいただいておりますが、土地の形状や費用面などによっては、すべての協議内容を受け入れていただくことが難しい場合もございます。

除却の状況につきましては、老朽化が著しく倒壊の危険性がある建物で、所有者に維持管理する意向がない場合には、近隣住民の安全確保の観点から、除却もやむを得ないものと考えております。一方で、所有者の高齢化などに伴う建物の継承に係る課題が顕在化していると考えております。

歴史ある町並みが次世代へと継承されるよう、伝統的建造物群保存地区保存審議会委員である学識経験者をはじめ、関係者と緊密に連携しながら協議内容の充実を図ってまいります。

あわせて、寺内町地区の建物の基準や手続きについて、地域住民や建築・不動産等の関係事業者、さらには市民の皆様へ広く周知を図るとともに、地区の歴史的価値への理解と愛着を深める取り組みを推進し、一人でも多くの方が住みたい

と感じられる、魅力的な町並みと住環境が共存するまちづくりに努めてまいります。

（４）の①についてお答えします。

修理・修景の補助事業につきましては、来年度に事業を実施する場合、本年２月から５月までの期間に申出を受け付け、その後、８月までに町並みに調和するよう協議を重ねたうえで、内容をまとめて、市及び国への予算要望を行っております。期間短縮につきましては、協議に時間を要することに加え、補助対象となる工事にも相応の期間を要することから、短縮は困難であると考えております。

次に②についてお答えします。

歴史的町並みを継承していただくためには、補助制度は有効かつ重要なものであると考えております。今後、建物の状況等を踏まえ、市独自の補助制度の可能性も含め、どのような仕組みが課題解決につながるのか検討してまいります。

次に（５）についてお答えします。

旧杉山家住宅は広大な空間を持つ農家型町家の構造特性に加え、公開施設という性質上、扉や障子・雨戸を開放した状態で運営をしております。

指定管理者においては、今年度から空調服を導入するなど、労働環境の改善に努めていただいておりますが、外気温の上昇に伴い施設内の室温も高くなり、勤務環境の維持が依然として課題となっております。

建物全体への空調設備の導入につきましては、重要文化財である大規模な農家型町家という構造上、多額の費用が必要になることから、現時点では困難であると考えております。しかしながら、熱中症対策は緊急の課題であるため、指定管理者と連携し、実効性のある労働環境の改善について検討してまいります。

また、冬季の寒冷対策につきましても、重要文化財としての建物の保護や安全性に十分配慮しながら、指定管理者と共に実施可能な対策について検討してまいります。

最後に（６）についてお答えします。

富田林寺内町地区における案内環境につきましては、現在、「じないまち交流館」や「旧杉山家住宅」といった主要施設への誘導標識や、伝統的な大型町家を解説する説明看板等を設置しておりますが、保存地区外の駐車場へ来訪車両を誘導する案内サインは未整備の状況でございます。

ご質問の趣旨を踏まえ、今後は富田林寺内町へお車でお越しの方への情報発信や周知方法、誘導サインの整備につきまして、庁内の関係部局が連携し、検討を進めてまいります。

資料６

１．外国人市民等の学び直し支援に向けた夜間中学校の設置について。

（１）外国人市民の方や日本人を含め、義務教育を十分に受けることができなかった方がどの程度おられるのか、夜間中学校での学び直しを必要としている方、あるいは希望されている方がどの程度おられるのか、実態やニーズを調査したことがあるのか、市の見解を聞く。

（２）義務教育段階の学び直しを必要とする日本人や外国人市民等に対する教育機会の確保について、現在どのような課題があると認識しているのか、市の見解を聞く。

（３）夜間中学校に対する潜在的なニーズ調査の実施や南河内の自治体と連携して広域的なニーズを把握するとともに、大阪府とも協議し、既存の中学校への夜間学級の併設を含め南河内地域への夜間中学校の設置について検討していく考えはないのか、市の見解を聞く。

【答弁】

１．外国人市民等の学び直し支援に向けた夜間中学校の設置について。の（１）～（３）について順次お答えいたします。

まず、（１）についてお答えいたします。

令和２年の国勢調査の就業状態等基本集計結果によりますと、１５歳以上の最終卒業学校の種類別人口において、富田林市では最終卒業学校の種類が小学校と答えた方が５６０名、未就学と答えた方が１５８名となっております。しかしながら、それらの方も含めた市民の中に中学校夜間学級、いわゆる夜間中学校での学び直しを必要としている方、希望されている方がどの程度おられるのかについて、調査したことはございません。

次に（２）についてお答えいたします。

現在本市では日本語や文字を学ぶ場として識字学級やにほんごよみかき教室等の施策を行っており、希望する市民の教育機会の確保に一定つながっているもの

と考えております。しかしながら、それらが義務教育段階の学び直しを必要とする日本人や外国人市民等のすべての方のニーズに対応できているかどうかについては明確ではありません。今後も施策の周知啓発に取り組むとともに、夜間中学校への入学を希望される方がおられた場合には近隣市の夜間中学校を紹介し、引き続き就学援助の対象とすることで、教育機会の確保に努めてまいります。

最後に（３）についてお答えいたします。

議員ご提案の夜間中学校の設置に向けた広域的なニーズ調査の実施につきましてはその対象者や範囲をどう定めるのか、またその手法について多く課題がございます。加えて、夜間中学校を設置するとなりますと、多額の費用が必要となるだけでなく、新たな形態の学校を作るための教育課程の編成、教員の確保・育成など、クリアしなければならない課題が多く、現状では困難です。

本市教育委員会といたしましては、すべての人が義務教育段階の教育内容を学ぶ機会を保障されることが重要であると認識しておりますことから、今後も教育機会の確保に努めてまいります。

以上で、お答えとさせていただきます。

資料７

３．スポーツ振興の推進、誰もが健康で文化的に暮らす権利を求めて

（１）市民総合体育館空調利用料の徴収開始について

①大阪府下の公立体育館の空調導入率と空調利用の運用状況

②冷暖房実施期間の調整期間について、５月１６日から５月３１日まで調整期間の冷房実施の基準と冷房実施日数

③調整期間の空調利用の調整に際して、利用者の声を聞く

（２）空調利用料の徴収に伴って、利用者数や利用団体への影響について

①登録団体のうち、昨年夏と比較して、５月から７月の利用回数の増減状況を聞く。減らした理由が空調利用料の負担が理由の団体があるのか、併せて減らした理由や声に対して市の見解を聞く

②そのうち、子どもスポーツクラブ数と５月から７月の利用回数を減らした団体が何団体あるのか、利用回数の増減状況と、空調利用料の負担が理由の団体があるのか、併せて減らした理由や声に対して市の見解を聞く

③子どもスポーツクラブの利用団体への減免制度や子どもの利用料金無料を実施することについて

【答弁】

３．スポーツ振興、誰もが健康で文化的に暮らす権利を求めてについての、（１）から（３）につきまして順次お答えいたします。

はじめに（１）の①についてお答えいたします。大阪府内の本市以外の４２市町村のうち、市民体育館のような施設を持たない自治体が２自治体、それ以外の４０自治体の市民体育館のうち、空調設備が整備されていない自治体は７自治体ございました。自治体単位での設置率は本市を含めて約８３パーセントとなりますが、空調設備が整備されていない７自治体のうち、４自治体は導入に向けた検討を進めていると聞き及んでおります。また、空調設備の運用につきましては、およそ９割の自治体で空調利用料金を徴収し運用しており、利用料の徴収方法は、

施設利用料金に含めている自治体は１１自治体、付属設備の利用料として別途徴収している自治体が２０自治体ございます。

次に②についてですが、空調稼働期間における調整期間につきましては、基準となる気温及び暑さ指数を満たさない場合は、空調を稼働させず、料金も発生しない期間として設定したものです。具体的には、冷房稼働期間のうち５月１６日から５月３１日の１６日間を調整期間として設定し、気象庁が公表する当日の予想最高気温が２４℃を超え、かつ、暑さ指数が２１を超える場合を、空調稼働の目安としております。今年度につきましては、調整期間の当初から気温が高く調整期間中に空調を稼働しない日はございませんでした。

次に③についてですが、空調の稼働につきましては、利用者からは、概ね好評を得ております。

続きまして（２）の①についてお答えいたします。昨年度の５月から７月までの利用団体数は登録団体で８７団体ございました。このうち令和８年度の同期間と比較いたしますと、利用回数が減少した団体は４２団体、増加した団体は２６団体、１９団体は同数となっております。

次に②についてですが、８７団体のうち、主に子どもが主体となる団体は１５団体であり、その利用回数の推移は、減少が４団体、増加が５団体、同数が６団体でございます。

また、前年度と比較した利用回数の増減理由については、本市では把握いたしておりません。なお、空調利用料につきましては、引き続き丁寧な説明を行い、ご理解を頂けるよう努めてまいります。

最後に、③についてですが、現在、本市では、中学生以下を主体とする団体、いわゆる「子どもスポーツクラブ」に対する市民総合体育館の利用料減免制度は設けておりません。

一方、本市と同規模の自治体では、子ども団体の利用料を５０パーセント程度減免している事例もあり、子どものスポーツ振興や保護者の負担軽減という観点

から、一定の効果が期待できるものと認識しております。

本市の市民総合体育館の利用状況を見ますと、「子どもスポーツクラブ」の利用が一定数あることから、減免制度を導入した場合には、指定管理者の利用料金収入が減少し、その補填等に伴う市の負担についても考慮する必要がございます。

これらの事情を踏まえつつ、子どものスポーツ振興や子育て支援の観点から、こどもクラブに対する減免制度のあり方について、既存制度との整合性も含め、調査研究してまいります。